

泊発電所3号炉審査資料	
資料番号	資料5-3
提出年月日	令和5年3月23日

泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト

技術的能力 1.19 通信連絡に関する手順等

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
1	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.19 通信連絡に関する手順等 (SAT119-9 r.6.0)	全般	緊急時対策所における具体的な設置、保管、通信又は操作がいずれの棟が該当するのか示す場合、「緊急時対策所指揮所」、「緊急時対策所待機所」又は「緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所」と、その棟を区別して記載しました。 (旧)「緊急時対策所」 (新)「緊急時対策所指揮所」、「緊急時対策所待機所」又は「緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所」	左記に加えて、比較表には柏崎6/7号炉の記載を参考掲載し、記載方針の相違の理由を付記しました。
2	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.19 通信連絡に関する手順等 (SAT119 r.6.0)	全般	同上	
3	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.19 通信連絡に関する手順等 (SAT119-9 r.6.0)	全般	設備名称の変更に伴い、以下の記載を修正しました。 (旧) 緊急時対策所情報収集設備 (新) 安全パラメータ表示システム (SPDS)	
4	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.19 通信連絡に関する手順等 (SAT119 r.6.0)	全般	同上	
5	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.19 通信連絡に関する手順等 (SAT119-9 r.6.0)	全般	26条、59条との整合のため、以下の記載を修正しました(下線部参照)。 (旧) 中央制御室及び中央制御室付近 (新) 中央制御室及び原子炉補助建屋	
6	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.19 通信連絡に関する手順等 (SAT119 r.6.0)	全般	同上	
7	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.19 通信連絡に関する手順等 (SAT119-9 r.6.0)	全般	以下の記載を統一しました。 (旧) 「i」、「ii」、…(ローマ字) (新) 「i」、「ii」、…(環境依存文字)	
8	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.19 通信連絡に関する手順等 (SAT119 r.6.0)	全般	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
9	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.19 通信連絡に関する手順等 (SAT119-9 r.6.0)	全般	記載を統一しました。 (旧) 「、」 (新) 「,、」	
10	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.19 通信連絡に関する手順等 (SAT119 r.6.0)	全般	同上	
11	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.19 通信連絡に関する手順等 (SAT119-9 r.6.0)	1.19-取りまとめた資料-1	1-1) 設計方針・運用・体制などを変更し、まとめ資料を修正した事項 b. 女川2号炉まとめ資料と比較した結果、変更したもの 以下3件を追加しました。 ・電力保安通信用電話設備のうち保安電話 (FAX) を中央制御室及び緊急時対策所指揮所に設置することに変更しました。 ・無線連絡設備のうち無線連絡設備 (固定型) を中央制御室及び緊急時対策所指揮所に設置することに変更しました。 ・無線連絡設備のうち無線連絡設備 (携帯型) の保管場所を屋外 (車両内) 及び緊急時対策所待機所内から、中央制御室及び緊急時対策所待機所内に変更しました。	比較表のみ
12	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.19 通信連絡に関する手順等 (SAT119-9 r.6.0)	1.19-取りまとめた資料-2～3	2-1) 設備名称・用語等の相違 以下の理由により修正しました。 ・No.2 「保安電話 (FAX)」の新規設置を反映 ・No.6 「無線連絡設備 (固定型)」の新規設置の反映 ・No.7 「携帯電話」の備考追記 ・No.23 「緊急時対策所」に関連する用語の追記	比較表のみ
13	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.19 通信連絡に関する手順等 (SAT119-9 r.6.0)	1.19-取りまとめた資料-4～6	2-2) 設備または設計方針の相違 以下の理由により修正しました。 ・2-2) のタイトルについて、「または」を「又は」に見直し ・項目①「保安電話 (FAX)」の新規設置を反映 ・項目④「無線連絡設備 (固定型)」の新規設置の反映 ・項目⑦「無線連絡設備 (携帯型)」の保管場所変更の反映 ・項目⑨ 26条, 59条との整合のため、「中央制御室付近」を「原子炉補助建屋」に見直し ・全般, 相違理由欄に参考プラントを追記	比較表のみ
14	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.19 通信連絡に関する手順等 (SAT119-9 r.6.0)	1.19-取りまとめた資料-7	2-2) 設備または設計方針の相違 緊急時対策所の構成の相違を明確にするため、「項目⑩緊急時対策所の構成の相違」を追記しました。	比較表のみ
15	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.19 通信連絡に関する手順等 (SAT119-9 r.6.0)	1.19-取りまとめた資料-8	2-3) 記載方針の相違 緊急時対策所, 緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所の書き分けの明確化のため, 「①泊発電所3号炉が緊急時対策所と記載する場合」, 「②泊発電所3号炉が緊急時対策所指揮所又は緊急時対策所待機所と記載する場合」を追記しました。	比較表のみ

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
16	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.19 通信連絡に関する手順等 (SAT119 r.6.0)	1.19-3	以下の記載を修正しました。(下線部参照) (旧) <要求事項> (新) 【要求事項】	まとめ資料のみ
17	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.19 通信連絡に関する手順等 (SAT119-9 r.6.0)	1.19-3	以下の記載を修正しました。(下線部参照) (旧) <u>全て</u> (新) <u>すべて</u>	
18	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.19 通信連絡に関する手順等 (SAT119 r.6.0)	1.19-3	同上	
19	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.19 通信連絡に関する手順等 (SAT119-9 r.6.0)	1.19-4	「無線連絡設備のうち無線連絡設備(固定型)」を新規設置することにより、以下の記載を見直しました。(下線部参照) (旧) 発電所内の通信連絡を行うための設備は以下のとおり。 ・衛星電話設備(固定型) ・衛星電話設備(携帯型) ・無線連絡設備(携帯型) ・携行型通話装置 ・データ伝送設備(発電所内)※2 ・衛星電話設備(屋外アンテナ) ・無線通信装置 ・有線(建屋内) ・運転指令設備(警報装置を含む。) ・電力保安通信用電話設備 ・移動無線設備 ・インターフォン ・テレビ会議システム(指揮所・待機所間) (新) 発電所内の通信連絡を行うための設備は以下のとおり。 ・衛星電話設備(固定型) ・衛星電話設備(携帯型) ・ <u>無線連絡設備(固定型)</u> ・ <u>無線連絡設備(携帯型)</u> ・携行型通話装置 ・データ伝送設備(発電所内)※2 ・衛星電話設備(屋外アンテナ) ・ <u>無線連絡設備(屋外アンテナ)</u> ・無線通信装置 ・有線(建屋内) ・運転指令設備(警報装置を含む。) ・電力保安通信用電話設備 ・移動無線設備 ・インターフォン ・テレビ会議システム(指揮所・待機所間)	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
20	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.19 通信連絡に関する手順等 (SAT119 r.6.0)	1.19-4	同上	
21	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.19 通信連絡に関する手順等 (SAT119-9 r.6.0)	1.19-5	「無線連絡設備のうち無線連絡設備(固定型)」を新規設置することにより、以下の記載を見直しました。(下線部参照) (旧)(b) 重大事故等対処設備及び自主対策設備 「審査基準」及び「基準規則」に要求される発電所内の通信連絡を行うための設備のうち衛星電話設備(固定型)、衛星電話設備(携帯型)、無線連絡設備(携帯型)、携行型通話装置、データ伝送設備(発電所内)、インターフォン、テレビ会議システム(指揮所・待機所間)、衛星電話設備(屋外アンテナ)、無線通信装置、有線(建屋内)、常設代替交流電源設備、可搬型代替交流電源設備及び緊急時対策所用代替交流電源設備は、重大事故等対処設備として位置付ける(第1.19-1図)。 (新)(b) 重大事故等対処設備及び自主対策設備 「審査基準」及び「基準規則」に要求される発電所内の通信連絡を行うための設備のうち衛星電話設備(固定型)、衛星電話設備(携帯型)、 <u>無線連絡設備(固定型)</u> 、無線連絡設備(携帯型)、携行型通話装置、データ伝送設備(発電所内)、インターフォン、テレビ会議システム(指揮所・待機所間)、 <u>無線連絡設備(屋外アンテナ)</u> 、衛星電話設備(屋外アンテナ)、無線通信装置、有線(建屋内)、常設代替交流電源設備、可搬型代替交流電源設備及び緊急時対策所用代替交流電源設備は、重大事故等対処設備として位置付ける(第1.19-1図)。	
22	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.19 通信連絡に関する手順等 (SAT119 r.6.0)	1.19-5	同上	
23	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.19 通信連絡に関する手順等 (SAT119-9 r.6.0)	1.19-5	記載の適正化のため、以下の記載を修正しました。(下線部参照) (旧)以上の重大事故等対処設備において、発電所内の通信連絡を行うことが可能であることから、以下の設備は自主対策設備と位置付ける。あわせてその理由を示す。 (新)以上の重大事故等対処設備において、発電所内の通信連絡を行うことが可能であることから、以下の設備は自主対策設備として位置付ける。あわせてその理由を示す。	比較表のみ
24	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.19 通信連絡に関する手順等 (SAT119 r.6.0)	1.19-7	記載の適正化のため、以下の記載を修正しました。(下線部参照) (旧)・・・重大事故等対処設備と位置付ける(第1.19-1図)。 設計基準事故対処設備である、非常用電源設備は重大事故等対処設備(設計基準拡張)と位置付ける。 以上の重大事故等対処設備において、発電所外との通信連絡を行うことが可能であることから、以下の設備は自主対策設備と位置付ける。あわせてその理由を示す。 (新)・・・重大事故等対処設備として位置付ける(第1.19-1図)。 設計基準事故対処設備である、非常用電源設備は重大事故等対処設備(設計基準拡張)として位置付ける。 以上の重大事故等対処設備において、発電所外との通信連絡を行うことが可能であることから、以下の設備は自主対策設備として位置付ける。あわせてその理由を示す。	まとめ資料のみ

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
25	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.19 通信連絡に関する手順等 (SAT119 r.6.0)	1.19-7	以下の脱字を修正しました。(下線部参照) (旧) (第1.19- <u>表</u> ,第1.19-2表) (新) (第1.19- <u>1</u> 表,第1.19-2表)	まとめ資料のみ
26	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.19 通信連絡に関する手順等 (SAT119 r.6.0)	1.19-8	記載の重複により、以下の記載を修正しました。(下線部参照) (旧) また、データ伝送設備(発電所内)により、緊急時対策所へ重大事故等に対処するために必要なデータを伝送し、パラメータを共有するために、データ伝送設備(発電所内)を使用する手順を整備する。 <u>データ伝送設備(発電所内)により、緊急時対策所へ重大事故等に対処するために必要なデータを伝送し、パラメータを共有する</u> ために、データ伝送設備(発電所内)を使用する手順を整備する。 (新) また、データ伝送設備(発電所内)により、緊急時対策所へ重大事故等に対処するために必要なデータを伝送し、パラメータを共有するために、データ伝送設備(発電所内)を使用する手順を整備する。	まとめ資料のみ
27	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.19 通信連絡に関する手順等 (SAT119-9 r.6.0)	1.19-9	以下の脱字を修正しました。(下線部参照) (旧) 4 発電所災害対策要員 (新) <u>※</u> 4 発電所災害対策要員	比較表のみ
28	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.19 通信連絡に関する手順等 (SAT119-9 r.6.0)	1.19-11	以下の誤記を修正しました。(下線部参照) (旧) a. <u>作業</u> 着手の判断基準 (新) a. <u>手順</u> 着手の判断基準	比較表のみ
29	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.19 通信連絡に関する手順等 (SAT119-9 r.6.0)	1.19-12	「無線連絡設備のうち無線連絡設備(固定型)」を新規設置することにより、以下の記載を見直しました。 (旧) なし (新) 中央制御室及び緊急時対策所の発電所災害対策要員は、無線連絡設備(固定型)を使用する。	
30	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.19 通信連絡に関する手順等 (SAT119 r.6.0)	1.19-9	同上	
31	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.19 通信連絡に関する手順等 (SAT119-9 r.6.0)	1.19-12	「無線連絡設備のうち無線連絡設備(固定型)」を新規設置することにより、以下の記載を見直しました。 なお、項目の追加により以降の項目番号を見直しました。 (旧) なし (新) i. 無線連絡設備(固定型) ①手順着手の判断基準に基づき、通信連絡を行う場合は、電源を「入」操作し、使用前に取り決めた通話チャンネルに設定した上で通話ボタンを押し、連絡する。	
32	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.19 通信連絡に関する手順等 (SAT119 r.6.0)	1.19-9	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
33	<p>泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.19 通信連絡に関する手順等 (SAT119-9 r.6.0)</p>	<p>1.19-13 1.19-14</p>	<p>手順の適正化により、以下の記載を修正しました。(下線部参照) (旧) i. 携行型通話装置 ①手順着手の判断基準に基づき、通信連絡を行う場合は、保管場所で作業に使用する端末と通話装置用ケーブルを接続(端末の電源は、通話装置用ケーブルを接続することで電源「入」となる。)し、表示灯が点灯することで乾電池の残量を確認する。 ②乾電池の残量が少ない場合、予備の乾電池と交換する。 ③端末の切替スイッチを操作し、使用する端末間で通話通信確認を行い、健全性を確認する。 ④確認後は、端末と通話装置用ケーブルを切り離す。 (端末の電源は、通話装置用ケーブルを切り離すことで電源「切」となる。) ⑤使用する端末及び通話装置用ケーブルとともに予備の乾電池を携行する。使用場所にて、最寄りの通話装置ジャックに端末を接続する(通話装置用ケーブルを用いて延長する。複数の端末を接続することにより、複数者での連絡を可能とする。) ⑥切替スイッチを操作し、連絡する。 ⑦使用中に乾電池の残量が少なくなった場合は、予備の乾電池と交換する。 ⑧使用後は、端末及び通話装置用ケーブルを切り離す。 (新) i. 携行型通話装置 ①手順着手の判断基準に基づき、通信連絡を行う場合は、保管場所で作業に使用する端末と通話装置用ケーブルを接続し、「電源ランプ」が点灯することで、電源が「入」となることを確認する。 ②「電源ランプ」が点灯しない場合は、予備の乾電池と交換する。 ③端末の通話スイッチを操作し、使用する端末間で通話通信確認を行い、健全性を確認する。 ④確認後は、端末と通話装置用ケーブルを切り離す。 ⑤使用する端末及び通話装置用ケーブルとともに予備の乾電池を携行する。使用場所にて、最寄りの接続端子に端末を接続する(必要に応じて通話装置用ケーブルを用いて延長する。複数の端末を接続することにより、複数者での連絡を可能とする。) ⑥通話スイッチを操作し、連絡する。 ⑦使用中に乾電池の残量が無くなった場合は、予備の乾電池と交換する。 ⑧使用後は、端末及び通話装置用ケーブルを切り離す。</p>	
34	<p>泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.19 通信連絡に関する手順等 (SAT119 r.6.0)</p>	<p>1.19-9 1.19-10</p>	<p>同上</p>	
35	<p>泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.19 通信連絡に関する手順等 (SAT119 r.6.0)</p>	<p>1.19-10</p>	<p>記載の統一のため、以下の記載を修正しました。(下線部参照) (旧) 運転指令設備 (新) 運転指令設備(警報装置を含む。)</p>	<p>まとめ資料のみ</p>

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
36	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.19 通信連絡に関する手順等 (SAT119-9 r.6.0)	1.19-15	「電力保安通信用電話設備のうち保安電話 (FAX) 」を新規設置することにより、以下の記載を見直しました。(下線部参照) (旧) 中央制御室、緊急時対策所及び現場 (屋内外) の発電所災害対策要員は、電力保安通信用電話設備である保安電話 (固定) 及び保安電話 (携帯) を使用する。これら保安電話 (固定) 及び保安電話 (携帯) を用いて相互に通信連絡を行うための対応として、以下の手順がある。 i. 保安電話 (固定) 及び保安電話 (携帯) ①手順着手の判断基準に基づき、通信連絡を行う場合は、一般の電話機又は携帯型電話機と同様の操作により、通信先の電話番号をダイヤル又は短縮ダイヤルボタンを押し、連絡をする。 (新) 中央制御室、緊急時対策所及び現場 (屋内外) の発電所災害対策要員は、電力保安通信用電話設備である保安電話 (固定) 、保安電話 (携帯) 及び保安電話 (FAX) を使用する。これら保安電話 (固定) 、保安電話 (携帯) 及び保安電話 (FAX) を用いて相互に通信連絡を行うための対応として、以下の手順がある。 i. 保安電話 (固定) 、保安電話 (携帯) 及び保安電話 (FAX) ①手順着手の判断基準に基づき、通信連絡を行う場合は、一般の電話機、携帯型電話機又はFAXと同様の操作により、通信先の電話番号をダイヤル又は短縮ダイヤルボタンを押し、連絡をする。	
37	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.19 通信連絡に関する手順等 (SAT119 r.6.0)	1.19-10	同上	
38	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.19 通信連絡に関する手順等 (SAT119-9 r.6.0)	1.19-23	表現の適正化により、以下の記載を修正しました。(下線部参照) (旧) ③一般の携帯電話機と同様の操作により、通信先の電話番号をダイヤルし、連絡をする。 (新) ③一般の携帯型電話機と同様の操作により、通信先の電話番号をダイヤルし、連絡をする。	
39	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.19 通信連絡に関する手順等 (SAT119 r.6.0)	1.19-15	同上	
40	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.19 通信連絡に関する手順等 (SAT119-9 r.6.0)	1.19-24	相違理由について、以下の記載を修正しました。(下線部参照) (旧) 【女川】運用の相違 泊発電所3号炉では、テレビ会議システム使用后、システム本体の電源は「切」としない。 (新) 【女川】運用の相違 泊発電所3号炉では、テレビ会議システム使用后、システム本体の電源は「切」としない。(大飯と同様)	比較表のみ

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
41	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.19 通信連絡に関する手順等 (SAT119-9 r.6.0)	1.19-25	「電力保安通信用電話設備のうち保安電話 (FAX)」を新規設置することにより、以下の記載を見直しました。(下線部参照) (旧) 緊急時対策所の発電所災害対策要員は、電力保安通信用電話設備である保安電話 (固定)、保安電話 (携帯)、専用電話及び衛星保安電話を使用する。これらの保安電話 (固定)、保安電話 (携帯) 及び衛星保安電話を用いて、本店等へ通信連絡を行うための対応として、以下の手順がある。 i. 保安電話 (固定)、保安電話 (携帯)、保安電話、専用電話及び衛星保安電話 ①手順着手の判断基準に基づき、通信連絡を行う場合は、一般の電話機又は携帯型電話機と同様の操作により、通信先の電話番号をダイヤル又は短縮ダイヤルボタンを押し (専用電話はダイヤル不要)、連絡する。 (新) 緊急時対策所の発電所災害対策要員は、電力保安通信用電話設備である保安電話 (固定)、保安電話 (携帯)、 <u>保安電話 (FAX)</u> 、専用電話及び衛星保安電話を使用する。これらの保安電話 (固定)、保安電話 (携帯)、 <u>保安電話 (FAX)</u> 及び衛星保安電話を用いて、本店等へ通信連絡を行うための対応として、以下の手順がある。 i. 保安電話 (固定)、保安電話 (携帯)、 <u>保安電話 (FAX)</u> 、専用電話及び衛星保安電話 ①手順着手の判断基準に基づき、通信連絡を行う場合は、一般の電話機、 <u>携帯型電話機又はFAX</u> と同様の操作により、通信先の電話番号をダイヤル又は短縮ダイヤルボタンを押し (専用電話はダイヤル不要)、連絡する。	
42	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.19 通信連絡に関する手順等 (SAT119 r.6.0)	1.19-16	同上	
43	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.19 通信連絡に関する手順等 (SAT119-9 r.6.0)	1.19-25	記載の適正化により、以下の記載を修正しました。(下線部参照) (旧)) ②保安電話 (携帯) の充電式電池の残量がなくなった場合は、充電を行うとともに、 <u>他の端末と交換</u> する。 (新)) ②保安電話 (携帯) の充電式電池の残量がなくなった場合は、充電を行うとともに、 <u>他の端末を使用</u> する。	
44	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.19 通信連絡に関する手順等 (SAT119 r.6.0)	1.19-16	記載の適正化により、以下の記載を修正しました。(下線部参照) (旧)) ②保安電話 (携帯) の充電式電池の残量がなくなった場合は、 <u>他の端末と交換</u> する。 (新)) ②保安電話 (携帯) の充電式電池の残量がなくなった場合は、 <u>充電を行うとともに、他の端末を使用</u> する。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
45	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.19 通信連絡に関する手順等 (SAT119-9 r.6.0)	1.19-33	「無線連絡設備のうち無線連絡設備(固定型)」を新規設置することにより、以下の記載を見直しました。(下線部参照) (旧)全交流動力電源喪失時は、代替電源設備により、衛星電話設備(固定型)、衛星電話設備(FAX)、統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備(テレビ会議システム、IP電話及びIP-FAX)、インターフォン、テレビ会議システム(指揮所・待機所間)、データ伝送設備(発電所内)及びデータ伝送設備(発電所外)へ給電する。 (新)全交流動力電源喪失時は、代替電源設備により、衛星電話設備(固定型)、無線連絡設備(固定型)、衛星電話設備(FAX)、統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備(テレビ会議システム、IP電話及びIP-FAX)、インターフォン、テレビ会議システム(指揮所・待機所間)、データ伝送設備(発電所内)及びデータ伝送設備(発電所外)へ給電する。	
46	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.19 通信連絡に関する手順等 (SAT119 r.6.0)	1.19-20	同上	
47	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.19 通信連絡に関する手順等 (SAT119-9 r.6.0)	1.19-33	手順名称の変更により、以下の記載を修正しました。(下線部参照) (旧)1.14.2.1(1)「代替非常用発電機による代替電源(交流)からの給電」 (新)1.14.2.1(1)「代替交流電源設備による給電」	
48	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.19 通信連絡に関する手順等 (SAT119 r.6.0)	1.19-21	同上	
49	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.19 通信連絡に関する手順等 (SAT119 r.6.0)	1.19-21	記載抜けにより、以下の記載を修正しました。 (旧)なし (新)衛星電話設備(携帯型)は充電式電池を使用する。 充電式電池を用いるものについては、他の端末若しくは予備の充電式電池と交換することにより継続して通話を可能とし、使用後の充電式電池は、中央制御室又は緊急時対策所の電源から充電する。	まとめ資料のみ
50	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.19 通信連絡に関する手順等 (SAT119-9 r.6.0)	1.19-35	第1.19.1図 通信連絡設備の系統概要図 無線連絡設備(固定型)の新規設置、無線連絡設備(携帯型)の保管場所変更を反映しました。	
51	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.19 通信連絡に関する手順等 (SAT119 r.6.0)	1.19-22	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
52	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.19 通信連絡に関する手順等 (SAT119-9 r.6.0)	1.19-42	添付資料1.19.1 重大事故等時に使用する通信連絡設備の対処手段・設備 以下の理由により、修正しました。 ・「無線連絡設備のうち無線連絡設備（固定型）」及び「電力保安通信用電話設備のうち保安電話（FAX）」の新規設置 ・現場を屋内と屋外に分けて明記 ・電源の運用について注記を追記 ・表現の適正化	
53	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.19 通信連絡に関する手順等 (SAT119 r.6.0)	1.19-26	同上	
54	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.19 通信連絡に関する手順等 (SAT119-9 r.6.0)	1.19-47	「電力保安通信用電話設備のうち保安電話（FAX）」を新規設置することにより、以下の記載を見直しました。（下線部参照） （旧）専用の電力保安通信用回線（有線系及び無線系）に接続している保安電話（固定）、保安電話（携帯）、通信事業者回線（衛星系）に接続している衛星保安電話及び通信事業者が提供する専用通信回線（有線系）に接続している専用電話 （新）専用の電力保安通信用回線（有線系及び無線系）に接続している保安電話（固定）、保安電話（携帯）、保安電話（FAX）、通信事業者回線（衛星系）に接続している衛星保安電話及び通信事業者が提供する専用通信回線（有線系）に接続している専用電話	
55	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.19 通信連絡に関する手順等 (SAT119 r.6.0)	1.19-35	同上	
56	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.19 通信連絡に関する手順等 (SAT119-9 r.6.0)	1.19-48	以下の記載を修正しました。（下線部参照） （旧）通信事業者が提供する特定顧客専用の統合原子力防災ネットワーク（有線系及び衛星系）を用いたIP電話、IP-FAX、 <u>テレビ会議システム</u> （新）通信事業者が提供する特定顧客専用の統合原子力防災ネットワーク（有線系及び衛星系）を用いたIP電話、IP-FAX <u>及び</u> テレビ会議システム	
57	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.19 通信連絡に関する手順等 (SAT119 r.6.0)	1.19-36	同上	
58	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.19 通信連絡に関する手順等 (SAT119-9 r.6.0)	1.19-57	第1図 通信連絡設備の概要 以下の理由により、修正しました。 ・「無線連絡設備のうち無線連絡設備（固定型）」の新規設置 ・連絡の流れの適正化 ・記載の統一のため、自治体を地方公共団体に修正 ・適正化のため現場（屋外）に「運転指令設備」を追加	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
59	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.19 通信連絡に関する手順等 (SAT119 r.6.0)	1.19-32	同上	
60	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.19 通信連絡に関する手順等 (SAT119-9 r.6.0)	1.19-58	衛星電話設備のうち衛星電話設備 (FAX) は発電所内の通信連絡に使用しないことから、以下の記載を修正しました。 (旧) 万一、有線系回線が損傷し、電力保安通信用電話設備の機能が喪失した場合、発電所建屋外は無線連絡設備又は衛星電話設備、発電所建屋内は携行型通話装置により、 (新) 万一、有線系回線が損傷し、電力保安通信用電話設備の機能が喪失した場合、発電所建屋外は無線連絡設備、衛星電話設備のうち衛星電話設備 (固定型) 又は衛星電話設備のうち衛星電話設備 (携帯型)、発電所建屋内は携行型通話装置により、	
61	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.19 通信連絡に関する手順等 (SAT119 r.6.0)	1.19-33	同上	
62	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.19 通信連絡に関する手順等 (SAT119-9 r.6.0)	1.19-59	第2図 通信連絡設備 (発電所内) の概要 以下の理由により、修正しました。 ・「無線連絡設備のうち無線連絡設備 (固定型)」を新規設置 ・適正化のため、運転指令設備、電力保安通信設備の建屋間の接続を記載 ・緊急時対策所指揮所⇨緊急時対策所待機所間の通信方法に無線を追加	
63	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.19 通信連絡に関する手順等 (SAT119 r.6.0)	1.19-34	同上	
64	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.19 通信連絡に関する手順等 (SAT119-9 r.6.0)	1.19-64	第3図 通信連絡設備 (発電所外 [社内関係箇所]) の概要 以下の理由により、修正しました。 ・「無線連絡設備のうち無線連絡設備 (固定型)」及び「電力保安通信用電話設備のうち保安電話 (FAX)」の新規設置。 ・衛星電話設備 (固定型) の記載位置の適正化	
65	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.19 通信連絡に関する手順等 (SAT119 r.6.0)	1.19-37	同上	
66	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.19 通信連絡に関する手順等 (SAT119-9 r.6.0)	1.19-66	第4図 通信連絡設備 (発電所外 [社外関係箇所]) の概要 (その1) 以下の理由により、修正しました。 ・「電力保安通信用電話設備のうち保安電話 (FAX)」を新規設置 ・誤記修正 (加入電話機⇒専用電話設備 (固定型)) ・誤記修正 (加入FAX⇒専用電話設備 (FAX))	令和5年2月14日ヒアリング資料7と同じ

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
67	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.19 通信連絡に関する手順等 (SAT119 r.6.0)	1.19-38	同上	
68	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.19 通信連絡に関する手順等 (SAT119-9 r.6.0)	1.19-66	第5図 通信連絡設備（発電所外〔社内外関係箇所〕）の概要（その2） 機器の接続及び通信の流れを明確にするため、記載を見直しました。	
69	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.19 通信連絡に関する手順等 (SAT119 r.6.0)	1.19-39	同上	
70	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.19 通信連絡に関する手順等 (SAT119-9 r.6.0)	1.19-69	第6図 データ伝送設備（発電所内）及びデータ伝送設備（発電所外）の概要 誤記を修正しました。（点線→実線）	
71	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.19 通信連絡に関する手順等 (SAT119 r.6.0)	1.19-41	同上	
72	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.19 通信連絡に関する手順等 (SAT119-9 r.6.0)	1.19-72	第7図 多様性を確保した通信回線の概要 以下の理由により、修正しました。 ・「電力保安通信用電話設備のうち保安電話（FAX）」の新規設置 ・判読性向上のため、凡例及び機器の記載を見直し	
73	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.19 通信連絡に関する手順等 (SAT119 r.6.0)	1.19-43	同上	
74	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.19 通信連絡に関する手順等 (SAT119 r.6.0)	1.19-44	添付資料1.19.7の表題を記載しました。 （旧）なし （新）通信連絡設備の電源設備	まとめ資料のみ
75	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.19 通信連絡に関する手順等 (SAT119-9 r.6.0)	1.19-73	表現の適正化により、以下の記載を修正しました。（下線部参照） （旧）さらに、中央制御室における衛星電話設備（固定型）は、代替電源設備として常設代替交流電源設備である代替非常用発電機又は可搬型代替交流電源設備である可搬型代替電源車から受電可能な設計とする。 （新）さらに、中央制御室における通信連絡設備は、代替電源設備として常設代替交流電源設備である代替非常用発電機又は可搬型代替交流電源設備である可搬型代替電源車から受電可能な設計とする。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
76	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.19 通信連絡に関する手順等 (SAT119 r.6.0)	1.19-44	同上	
77	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.19 通信連絡に関する手順等 (SAT119-9 r.6.0)	1.19-73	第8図 中央制御室における通信連絡設備の電源構成 以下の理由により、修正しました。 ・「無線連絡設備のうち無線連絡設備（固定型）」及び「電力保安通信用電話設備のうち保安電話（FAX）」を新規設置	
78	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.19 通信連絡に関する手順等 (SAT119 r.6.0)	1.19-44	同上	
79	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.19 通信連絡に関する手順等 (SAT119-9 r.6.0)	1.19-74	第9図 緊急時対策所における通信連絡設備の電源構成 以下の理由により、修正しました。 ・「無線連絡設備のうち無線連絡設備（固定型）」及び「電力保安通信用電話設備のうち保安電話（FAX）」を新規設置 ・電源振替先の矢印表記の適正化	
80	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.19 通信連絡に関する手順等 (SAT119 r.6.0)	1.19-45	同上	
81	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.19 通信連絡に関する手順等 (SAT119-9 r.6.0)	1.19-83	第11図 緊急時対策所の通信連絡設備に係る耐震措置の概要 以下の理由により、修正しました。 ・「無線連絡設備のうち無線連絡設備（固定型）」の新規設置 ・連絡の流れの適正化 ・記載の統一のため、自治体を地方公共団体に修正 ・適正化のため現場（屋外）に「運転指令設備」を追加	
82	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.19 通信連絡に関する手順等 (SAT119 r.6.0)	1.19-51	同上	
83	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.19 通信連絡に関する手順等 (SAT119-9 r.6.0)	1.19-84	第12図 データ伝送設備（発電所内）及びデータ伝送設備（発電所外に係る耐震性の概要 以下の理由により、修正しました。 ・適正化 ・図題を「緊急時対策所の通信連絡設備に係る耐震性の概要」→「データ伝送設備（発電所内）及びデータ伝送設備（発電所外に係る耐震性の概要）」に修正。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
84	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.19 通信連絡に関する手順等 (SAT119 r.6.0)	1.19-52	同上	
85	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.19 通信連絡に関する手順等 (SAT119-9 r.6.0)	1.19-86	第13図 「退避の指示」における通信連絡の指揮系統図 以下の理由により、修正しました。 ・「無線連絡設備（固定型）」を新規設置 ・衛星連絡設備を用いる場合の記載の充実化	
86	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.19 通信連絡に関する手順等 (SAT119 r.6.0)	1.19-53	同上	
87	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.19 通信連絡に関する手順等 (SAT119-9 r.6.0)	1.19-88	第14図 「操作、作業の連絡」における通信連絡の指揮系統図 (1/2) 以下の理由により、修正しました。 ・「無線連絡設備（固定型）」の新規設置 ・衛星連絡設備を用いる場合の記載の充実化	
88	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.19 通信連絡に関する手順等 (SAT119 r.6.0)	1.19-54	同上	
89	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.19 通信連絡に関する手順等 (SAT119-9 r.6.0)	1.19-88	第15図 「操作、作業の連絡」における通信連絡の指揮系統図 (2/2) 以下の理由により、修正しました。 ・「無線連絡設備（固定型）」の新規設置 ・「無線連絡設備（固定型）」の新規設置に伴い、「無線連絡設備（携帯型）」の追加 ・重大事故等時の使用に関する記載を充実化 ・適正化のため、災害対策要員→発電所災害対策要員に修正	
90	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.19 通信連絡に関する手順等 (SAT119 r.6.0)	1.19-55	同上	
91	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.19 通信連絡に関する手順等 (SAT119-9 r.6.0)	1.19-90	第16図 「通報、連絡等」における通信連絡の指揮系統図 (1/2) 以下の理由により、修正しました。 ・「無線連絡設備（固定型）」の新規設置 ・衛星連絡設備を用いる場合の記載の充実化 ・適正化のため指揮命令系統に中央制御室を追加 ・適正化のため「発電所構内設置台数（上記台数を除く）」を追加	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
92	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.19 通信連絡に関する手順等 (SAT119 r.6.0)	1.19-55	同上	
93	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.19 通信連絡に関する手順等 (SAT119-9 r.6.0)	1.19-90	第17図 「通報、連絡等」における通信連絡の指揮系統図 (2/2) 適正化のため指揮命令系統に中央制御室を追加し、図の記載を見直しました。	
94	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.19 通信連絡に関する手順等 (SAT119 r.6.0)	1.19-56	同上	
95	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.19 通信連絡に関する手順等 (SAT119-9 r.6.0)	1.19-93	第18図 携行型通話装置を用いた通信連絡の概要 通信連絡を行う場所の記載を充実化しました。	
96	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.19 通信連絡に関する手順等 (SAT119 r.6.0)	1.19-57	同上	
97	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.19 通信連絡に関する手順等 (SAT119-9 r.6.0)	1.19-94	添付資料1.19.11の表題を記載しました。 (旧) なし (新) 各事故シーケンスグループ等で使用する通信連絡設備の台数	
98	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.19 通信連絡に関する手順等 (SAT119 r.6.0)	1.19-59	同上	
99	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.19 通信連絡に関する手順等 (SAT119-9 r.6.0)	1.19-104	以下の記載を修正しました。(下線部参照) (旧) …のうち… (のうちの後に「,」なし) (新) …のうち、… (のうちの後に「,」あり)	
100	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.19 通信連絡に関する手順等 (SAT119 r.6.0)	1.19-65	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
101	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.19 通信連絡に関する手順等 (SAT119-9 r.6.0)	1.19-103	第19図 重大事故等発生前後における通信設備の優先順位 以下の誤記を修正しました。 ・訓練場所→避難場所 ・非難→避難	
102	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.19 通信連絡に関する手順等 (SAT119 r.6.0)	1.19-64	同上	
103	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.19 通信連絡に関する手順等 (SAT119-9 r.6.0)	1.19-104	記載抜けにより、以下の記載を修正しました。 (旧)なし (新) ■「11.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等」のうち、 1.11.2.3(1)b. 「可搬型設備による使用済燃料ピットの状態監視」	比較表のみ
104	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.19 通信連絡に関する手順等 (SAT119-9 r.6.0)	1.19-36	第1.19.1表 重大事故等における対応手段と整備する手順 以下の理由により、修正しました。 ・「無線連絡設備のうち無線連絡設備（固定型）」を新規設置 ・誤記修正（衛星通信設備（屋外アンテナ）→衛星連絡設備（屋外アンテナ））	
105	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.19 通信連絡に関する手順等 (SAT119 r.6.0)	1.19-23	同上	
106	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.19 通信連絡に関する手順等 (SAT119-9 r.6.0)	1.19-38	第1.19.2表 重大事故等における対応手段と整備する手順 誤記を修正しました。（衛星通信設備（屋外アンテナ）→衛星連絡設備（屋外アンテナ））	
107	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.19 通信連絡に関する手順等 (SAT119 r.6.0)	1.19-24	同上	
108	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.19 通信連絡に関する手順等 (SAT119-9 r.6.0)	1.19-40	第1.19.3表 審査基準における要求事項ごとの電力の供給対象設備 以下の理由により、修正しました。 ・「無線連絡設備のうち無線連絡設備（固定型）」を新規設置 ・設置場所の明確化	
109	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.19 通信連絡に関する手順等 (SAT119 r.6.0)	1.19-25	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
110	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.19 通信連絡に関する手順等 (SAT119-9 r.6.0)	1.19-44	添付資料1.19-2 審査基準, 基準規則と対象設備との対応表 以下の理由により, 修正しました。 ・適正化のため, 衛星電話設備(携帯型)及び可搬型代替電源車を追加 ・適正化のため, 「既設/新設」を修正	令和5年2月14日ヒアリング資料7と同じ
111	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.19 通信連絡に関する手順等 (SAT119 r.6.0)	1.19-27	同上	
112	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.19 通信連絡に関する手順等 (SAT119-9 r.6.0)	1.19-47	添付資料1.19-3 重大事故等対処設備における点検頻度 以下の理由により, 修正しました。 ・「無線連絡設備のうち無線連絡設備(固定型)」を新規設置 ・適正化のため, 衛星電話設備(FAX)の点検内容を修正	
113	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.19 通信連絡に関する手順等 (SAT119 r.6.0)	1.19-28	同上	
114	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.19 通信連絡に関する手順等 (SAT119-9 r.6.0)	1.19-48	添付資料1.19.4 通信連絡設備の一覧(1/3) 以下の理由により, 修正しました。 ・「無線連絡設備のうち無線連絡設備(固定型)」及び「電力保安通信用電話設備のうち保安電話(FAX)」の新規設置 ・台数, 保管場所の記載適正化 ・電源関連の記載適正化 ・誤記訂正(3号機→3号炉)	
115	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.19 通信連絡に関する手順等 (SAT119 r.6.0)	1.19-29	同上	
116	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.19 通信連絡に関する手順等 (SAT119-9 r.6.0)	1.19-50	添付資料1.19.4 通信連絡設備の一覧(2/3) 以下の理由により, 修正しました。 ・「電力保安通信用電話設備のうち保安電話(FAX)」の新規設置 ・台数, 保管場所の記載適正化 ・電源関連の記載適正化	
117	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.19 通信連絡に関する手順等 (SAT119 r.6.0)	1.19-30	同上	
118	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.19 通信連絡に関する手順等 (SAT119-9 r.6.0)	1.19-52	添付資料1.19.4 通信連絡設備の一覧(3/3) 以下の理由により, 修正しました。 ・台数, 保管場所の記載適正化 ・電源関連の記載適正化	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
119	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.19 通信連絡に関する手順等 (SAT119 r.6.0)	1.19-31	同上	
120	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.19 通信連絡に関する手順等 (SAT119-9 r.6.0)	1.19-61	第1表 通信連絡設備（発電所内）の多様性 以下の理由により、修正しました。 ・「無線連絡設備のうち無線連絡設備（固定型）」及び「電力保安通信用電話設備のうち保安電話（FAX）」を新規設置 ・明確化のため、運転指令設備欄の通信連絡の場所に緊急時対策所から現場（屋外）へ連絡する記載を追記	
121	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.19 通信連絡に関する手順等 (SAT119 r.6.0)	1.19-34	同上	
122	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.19 通信連絡に関する手順等 (SAT119-9 r.6.0)	1.19-71	第2表 多様性を確保した通信回線 以下の理由により、修正しました。 ・「電力保安通信用電話設備のうち保安電話（FAX）」を新規設置 ・適正化のため、衛星電話設備の名称を修正	
123	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.19 通信連絡に関する手順等 (SAT119 r.6.0)	1.19-42	同上	
124	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.19 通信連絡に関する手順等 (SAT119-9 r.6.0)	1.19-77	第3表 通信連絡設備（発電所内）の電源設備 以下の理由により、修正しました。 ・「無線連絡設備のうち無線連絡設備（固定型）」及び「電力保安通信用電話設備のうち保安電話（FAX）」を新規設置 ・電源関連の記載適正化 ・誤記訂正（重大事故対処設備→重大事故等対処設備）	
125	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.19 通信連絡に関する手順等 (SAT119 r.6.0)	1.19-47	同上	
126	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.19 通信連絡に関する手順等 (SAT119-9 r.6.0)	1.19-79	第4表 通信連絡設備（発電所外）の電源設備 以下の理由により、修正しました。 ・「電力保安通信用電話設備のうち保安電話（FAX）」の新規設置 ・電源関連の記載適正化 ・誤記訂正（重大事故対処設備→重大事故等対処設備）	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
127	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.19 通信連絡に関する手順等 (SAT119 r.6.0)	1.19-48	同上	
128	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.19 通信連絡に関する手順等 (SAT119-9 r.6.0)	1.19-81	第5表 データ伝送設備（発電所内）の電源設備 第2表 多様性を確保した通信回線 以下の理由により、修正しました。 ・電源関連の記載適正化 ・誤記訂正（重大事故対処設備→重大事故等対処設備）	
129	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.19 通信連絡に関する手順等 (SAT119 r.6.0)	1.19-49	同上	
130	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.19 通信連絡に関する手順等 (SAT119-9 r.6.0)	1.19-81	第6表 データ伝送設備（発電所外）の電源設備 以下の理由により、修正しました。 ・電源関連の記載適正化 ・誤記訂正（重大事故対処設備→重大事故等対処設備）	
131	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.19 通信連絡に関する手順等 (SAT119 r.6.0)	1.19-49	同上	
132	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.19 通信連絡に関する手順等 (SAT119-9 r.6.0)	1.19-94	第8表 各事故シーケンスグループ等で使用する通信連絡設備の台数（携行型通話装置） 事故シーケンス名称の適正化及び携行型通話装置の保管場所名称を26条、59条との整合により修正しました。	
133	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.19 通信連絡に関する手順等 (SAT119 r.6.0)	1.19-59	同上	
134	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.19 通信連絡に関する手順等 (SAT119-9 r.6.0)	1.19-95	第9表 各事故シーケンスグループ等で使用する通信連絡設備の台数（衛星電話設備（携帯型）） 以下の理由により、修正しました。 ・事故シーケンスグループの名称の適正化 ・衛星電話設備（携帯型）の保管場所の名称を26条、59条と整合 ・適正化のため、衛星電話設備（固定型）の必要台数を新規に記載	比較のため再掲していた女川「参考第3.1-3表 各事故シーケンスグループ等で使用する無線連絡設備等の台数（無線連絡設備等）」は、比較対象ではない表であったため削除しました
135	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.19 通信連絡に関する手順等 (SAT119 r.6.0)	1.19-60	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
136	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.19 通信連絡に関する手順等 (SAT119-9 r.6.0)	1.19-97	第10表 各事故シーケンスグループ等で使用する通信連絡設備の台数（無線連絡設備（固定型）、無線連絡設備（携帯型）） 以下の理由により、修正しました。 ・事故シーケンスグループの名称の適正化 ・無線連絡設備（固定型）の必要台数を新規に記載 ・適正化のため、表題を変更しました（「無線連絡設備（固定型）」を追記）	
137	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.19 通信連絡に関する手順等 (SAT119 r.6.0)	1.19-61	同上	
138	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.19 通信連絡に関する手順等 (SAT119-9 r.6.0)	1.19-99	添付資料1.19.12の表題を記載しました。 (旧) なし (新) 機能ごとに必要な通信連絡設備の優先順位及び設備種別	
139	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.19 通信連絡に関する手順等 (SAT119 r.6.0)	1.19-62	同上	
140	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.19 通信連絡に関する手順等 (SAT119-9 r.6.0)	1.19-99	添付資料1.19.12 機能ごとに必要な通信連絡設備（発電所内）の優先順位及び設備種別 以下の理由により、修正しました。 ・「無線連絡設備のうち無線連絡設備（固定型）」及び「電力保安通信用電話設備のうち保安電話（FAX）」の新規設置 ・表を分割していたのを統合 ・適正化のため、優先順位について記載 ・適正化のため、モニタリング→放射能観測車に修正	
141	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.19 通信連絡に関する手順等 (SAT119 r.6.0)	1.19-62	同上	
142	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.19 通信連絡に関する手順等 (SAT119-9 r.6.0)	1.19-101	添付資料1.19.12 機能ごとに必要な通信連絡設備（発電所外）の優先順位及び設備種別 以下の理由により、修正しました。 ・「電力保安通信用電話設備のうち保安電話（FAX）」の新規設置 ・表を分割していたのを統合 ・適正化のため、優先順位について記載	令和5年2月14日ヒアリング資料7と同じ
143	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.19 通信連絡に関する手順等 (SAT119 r.6.0)	1.19-63	同上	